

第 52 期平成 29 年度第 6 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 29 年 12 月 21 日 (木)

於：高松サポート合同庁舎

702 会議室

出席者	公益側	東、柴田、高塚、松浦
	労働者側	楠本、瀧、土田、中村、福家良
	使用者側	安部、綾田、友國、濱田、福家正

議 題 (1) 平成 29 年度最低賃金の改定状況について (報告)
(2) その他

【賃金室長】 ただ今より第 6 回香川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、佐川委員が欠席でございますが、14 名の委員が出席されており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 各委員におかれましては、師走のお忙しい中をご出席いただき誠に有難うございます。

まず、本年度の最低賃金審議は、地域別最低賃金につきましては、香川労働局長から 7 月 3 日に改正諮問をいただき、4 回の香川県最低賃金専門部会で審議を重ね、結審となりました。各側委員には熱心なご審議をいただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。また、当県で設定されている 4 つの特定最賃につきましても、4 業種とも労使各側委員のご理解ある判断のもと、すべて全会一致によ

り結審・答申の運びとなりましたことにつき、重ねて御礼申し上げます。

それでは、議題（１）について、事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 それではまず当県の今年度の最低賃金の改定状況について説明いたします。資料No.1としまして、本年度の香川県最低賃金、４つの特定最低賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金は766円。

冷凍調理食品製造業が767円。以下「冷食」で説明します。

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業が890円。以下「機械」で説明します。

船舶製造・修理業，舶用機関製造業が903円。以下「船舶」で説明します。

電子部品・デバイス・電子回路電気機械器具、情報通信機械器具製造業が841円でそれぞれ結審いたしました。以下「電気」で説明します。

次に、審議状況でございますが、資料No.2、3ページ「平成29年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」をご覧ください。

本審は今回を含め6回、運営小委員会を1回、香川県最低賃金専門部会を4回、冷食専門部会を3回、機械専門部会を3回、船舶専門部会を3回、電気専門部会を3回開催しております。

まず、香川県最低賃金については、第1回本審を7月3日開催し、局長より改正決定についての諮問を行いまして、その後、専門部会の欄の「香川県最低賃金」の行の①第1回専門部会を7月24日に開催し、右の②第2回専門部会を8月1日に開催して金額審議に入りました。その後、第3回専門部会を8月3日に、第4回専門部会を8月4日に開催して結審し、金額で24円、率にして3.23%アップの766円での答申をいただきました。

その後、8月17日に香川県労連より異議の申し出があったことから、8月22日に異議審（第5回本審）を開催してご審議いただき、8月4日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最賃につきましては、第3回本審を8月1日に開催し、局長より改正の必要性の有無について諮問を行い、運営小委員会の行にあるとおり、同日開催しました運営小委員会におきまして、4つの特定最賃については改正の必要性有りとの結論に至りました。

第4回本審を8月4日に開催し、改正の必要性有りの答申を頂きましたので、同日、局長より冷食、機械、船舶、電気の4つの特定最賃の改正決定についての諮問を行いました。

その後、各特定最賃専門部会の第1回目の会議を、冷食を除く3専門部会合同で9月19日に開催いたしました。以後、各専門部会を順次開催してご審議をいただいたわけですが、本年度、特定最賃につきましては、すべて3回目の専門部会におきまして、全会一致により答申を頂くことができました。

まず、冷食につきましては10月5日に、金額でプラス15円、率にして1.99%アップの767円で答申をいただきました。

次に、電気につきましては10月10日に、金額でプラス19円、率にして2.31%アップの841円で答申をいただきました。

次に、機械につきましては10月13日に、金額でプラス21円、率にして2.42%アップの890円で答申をいただきました。

船舶につきましても同じく10月13日に、金額でプラス22円、率にして2.50%アップの903円で答申をいただきました。

なお、特定最賃の審議会答申に係る異議申出はございませんでしたので、所定の事務手続きに入り、4つの特定最賃すべて、12月15日から発効となりました。

それぞれの答申文、報告文につきましては、5 ページからの資料 No.3-1 に「香川県最低賃金」の答申文の写しを、9 ページの資料 No.3-2 に「香川県最低賃金の異議申出」に対する答申文をつけています。11 ページの資料 No.4-1 に「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」の答申文を、13 ページからの資料 No.4-2 に「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告文を、19 ページからの資料 No.4-3 に「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の改正決定」の答申文・報告文を、25 ページからの資料 No.4-4 に「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告文を、31 ページからの資料 No.4-5 に「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告文を添付しておりますので後ほどご参照ください。

以上ご説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことをご報告いたします。

37 ページの資料 No.5-1 は、香川県の特定最賃の推移です。船舶、機械、電気は地域別最低賃金と同様に右肩上がりの傾向です。冷食については、他の3業種に比べ伸びが鈍い状況でしたが、今年度は少し引上げ幅が大きくなっております。

39 ページ資料 No.5-2 は特定最低賃金対象業種の状況です。特定最低賃金の影響率は、冷食 5.6%、機械 6.5%、船舶 7.5%、電気は 9.4% となっています。

次に、地域別最低賃金の全国状況ですが、資料の 41 ページに資料 No.6 としまして本年度の全国の地域別最低賃金改定答申に係る本省発表資料をお配りしております。

下の方に記載されている「平成 29 年度地方最低賃金審議会の答申のポイント」にありますように、改定額の全国加重平均は 848 円、引上げ額の全国加重平均は 25 円。25 円の引上げは、最低賃金額が

時間額のみで示されるようになった平成 14 年度以降、昨年度と並んで最大の引上げとなっております。

42 ページに全国の答申状況の一覧表があります。目安どおりの答申が 4 3 都道府県、目安プラス 1 円が、新潟・鳥取・宮崎・沖縄の 4 県となっております。

次に、全国の特定最賃の改定状況一覧表を、43 ページに資料 No. 7 としまして添付しています。

一点訂正がございまして、5 の青森ですがピンクで色づけしておりますが、色づけはなしでございまして。

ピンクと黄緑に色づけしておりますが、いずれも地域別最低賃金に埋没したもので、ピンクは改正の必要性あり、黄緑は申し出が無いか、改正の必要性無しということでございまして。

左端の日付は平成 27 年度以前の直近の改定日で、色付けして日付の入っていないところは今年度埋没したものでございまして。

この資料は今年度の全国の特定最賃の改定状況でございまして、後ほどご覧いただければと思います。

以上でございまして。

【松浦会長】 ただ今の説明で何かご質問、ご意見はありませんか。無いようですので、次に議題（2）の「その他」に移ります。事務局何かございましてか。

【賃金室長】 最低賃金改定についての周知・広報の状況についてご説明いたします。

最低賃金の周知については、県、市、町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関などに対しまして、広報誌等への掲載依頼とポスターの掲示、チラシの配布などによる周知をお願いいたしますとともに、局及び監督署で実施する各種説明会におきまして、チラシを配布するなどにより周知を図っているところでございまして。

また、10 月 2 日には、高松駅前におきまして委員の皆様にご参加いただき、かがわ経済レポートに掲載されまし

た。

今後におきましても、あらゆる機会を通じまして、最低賃金の周知を図って参りたいと考えております。

次に履行確保についてですが、最低賃金の履行確保に係る監督指導を来年2月に実施する予定としております。その際は、最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、「香川県最低賃金総合支援センター」の出張相談を併せて実施することとしております。

次に、今後の審議日程につきましてご説明いたします。

来年3月に、本年度最後の第7回本審を開催し、来年度における特定最低賃金改定の意向確認、また、来年度への申し送り事項等につきましてのご審議をお願いする予定としておりますので、よろしくご願ひいたします。

日程調整につきましては、後日行わせていただきます。

なお、特定最低賃金の改定に関わる意向表明につきましては、これまでと同様、局長宛の書面によりまして、来年の2月下旬を目途にご提出下さいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

(各委員より「なし」の声あり)

【賃金室長】 それでは最後に、香川労働局長の辻よりご挨拶を申し上げます。

【辻香川労働局長】 香川労働局長の辻でございます。

皆様方には今年度も円滑な審議会運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

お陰様で、県最賃それから4業種の特定最賃につきましてすべて全会一致ということで結審していただきました。私といたしましても大変うれしく感じております。

先ほどの説明にもありましたように、今年度につきましては駅前でのビラ配りを審議会の活動としてできましたし、また工場見学もできたところでございます。改めて感謝申し上げる次第でございます。

今の資料を見ますと、影響率がかなり上がってきております。しっかりと周知啓発或いは助成金の活用といった行政の取り組みを進めて参りたいと思います。しっかりと周知した上で、最賃の履行確保を図っていきたいと考えております。

審議会委員の皆様には、労働行政に対しまして、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

【松浦会長】 他に何かございますか。特になければ、これで第6回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――